

IP通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2020年5月30日現在

～2020年6月29日

2020年6月30日～

目次 略

第1章 ～第9章 略

目次 略

第1章 ～第9章 略

～2020年6月29日	2020年6月30日～
<p>第10章 料金等</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5 債権の譲渡等 (債権の譲受)</p> <p>第34条の2 略 (債権の譲渡)</p> <p>第34条の3 当社が別に定める場合に該当しないとき、又はI P通信網契約者(第2種契約者に限ります。)から申出(当社が別に定める場合を除きます。)があったときは、I P通信網契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなったI P通信網サービス(当社が別に定めるものに限ります。)の料金その他の債務(第34条の2(債権の譲受)の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含みます。)に係る債権(当社が請求するものに限ります。)を、当社が別に定める事業者(以下「請求事業者」といいます。)に対し譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、I P通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>(注1) 本条に規定する当社が別に定める場合は、次に掲げる場合とします。</p> <p>(1) I P通信網契約者が、外国政府(それに相当する者を含みます。)である場合又は法令により料金その他の債務の扱い等で別段の定めがある場合</p> <p>(2) 現に、料金請求に附随する料金明細等の附帯サービスを利用している場合であって、その通知方法や時期等において、I P通信網契約者が希望する内容により適合していると当社が認める場合(契約者から特段の申出があった場合を除きます。)</p> <p>(3) 現に、2以上の契約に係る料金その他の債務を一括して請求を行っている場合又は2以上の請求書を1の封書等に同封して送付している場合であって、I P通信網契約者</p>	<p>第10章 料金等</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5 債権の譲渡等 (債権の譲受)</p> <p>第34条の2 略 (債権の譲渡)</p> <p>第34条の3 当社が別に定める場合に該当しないとき、又はI P通信網契約者(第2種契約者に限ります。)から申出(当社が別に定める場合を除きます。)があったときは、I P通信網契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなったI P通信網サービス(当社が別に定めるものに限ります。)の料金その他の債務(第34条の2(債権の譲受)の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含みます。)に係る債権(当社が請求するものに限ります。)を、当社が別に定める事業者(以下「請求事業者」といいます。)に対し譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、I P通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>(注1) 本条に規定する当社が別に定める場合は、次に掲げる場合とします。</p> <p>(1) I P通信網契約者が、外国政府(それに相当する者を含みます。)である場合又は法令により料金その他の債務の扱い等で別段の定めがある場合</p> <p>(2) 現に、料金請求に附随する料金明細等の附帯サービスを利用している場合であって、その通知方法や時期等において、I P通信網契約者が希望する内容により適合していると当社が認める場合(契約者から特段の申出があった場合を除きます。)</p> <p>(3) 現に、2以上の契約に係る料金その他の債務を一括して請求を行っている場合又は2以上の請求書を1の封書等に同封して送付している場合であって、I P通信網契約者の</p>

～2020年6月29日	2020年6月30日～
<p>の支払い処理の都合上、I P通信網契約者が希望する請求方法により適合していると当社が認めるとき（契約者から特段の申出があった場合を除きます。）</p> <p>(4) その申出が虚偽の内容（それに相当するものを含みます。）である又はそのサービスに係る料金その他の債務について支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等、当社又は請求事業者の業務の遂行上著しい支障があると当社が認める場合</p> <p>(注2) 本条に規定する当社が別に定めるI P通信網サービスは、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（次条に該当するものを除きます。）、第1種ドットフォンサービス（タイプ2を除きます。）及び第2種ドットフォンサービス（タイプ2を除きます。）とします。</p> <p>(注3) 本条に規定する当社が別に定める事業者は、N T Tファイナンス株式会社とします。</p> <p>第34条の4 略</p>	<p>支払い処理の都合上、I P通信網契約者が希望する請求方法により適合していると当社が認めるとき（契約者から特段の申出があった場合を除きます。）</p> <p>(4) その申出が虚偽の内容（それに相当するものを含みます。）である又はそのサービスに係る料金その他の債務について支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等、当社又は請求事業者の業務の遂行上著しい支障があると当社が認める場合</p> <p>(注2) 本条に規定する当社が別に定めるI P通信網サービスは、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（次条に該当するものを除きます。）、第1種ドットフォンサービス（タイプ2を除きます。）及び第2種ドットフォンサービス（タイプ1に限ります。）とします。</p> <p>(注3) 本条に規定する当社が別に定める事業者は、N T Tファイナンス株式会社とします。</p> <p>第34条の4 略</p>
<p>第11章～第14章 略</p>	<p>第11章～第14章 略</p>
<p>別記1～18 略</p>	<p>別記1～18 略</p>

～2020年6月29日	2020年6月30日～
	<p data-bbox="1122 236 1742 268"><u>附 則（令和2年5月28日A P S 1 第00653965号）</u></p> <p data-bbox="1160 296 1285 328"><u>（実施期日）</u></p> <p data-bbox="1122 357 1756 389">1 <u>この改正規定は、令和2年6月30日から実施します。</u></p> <p data-bbox="1160 418 1285 450"><u>（経過措置）</u></p> <p data-bbox="1122 477 2134 624">2 <u>この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第2種ドットフォンサービス（タイプ2に係るものに限り。）に関する料金その他取扱いについては、なお従前のおりとします。</u></p> <p data-bbox="1122 651 2134 740">3 <u>この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。</u></p> <p data-bbox="1122 767 2134 857">4 <u>この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。</u></p>